

栃木市農業委員会総会議事録

令和7年4月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和7年4月23日（水） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林 真理子	8 平本 勲	9 渡邊 昭男
10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行	13 大谷 朗
14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子	17 荒川 則夫
18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基	21 生澤 良一

欠席委員 7 柴 賢一郎

農業委員会事務局職員

事務局長	熊倉 宜和	次長兼農委総務係長	高久 完治
農地調整係長	田沼 篤	主 査	佐藤 真沙人
主 任	岡 剛伯	主 事	五十畑 博規

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（機構・受け手間契約）
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第4号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第5号	農地改良事前協議の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和7年4月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は、7番柴委員から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いいたします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、4番正田秀雄委員、5番長明美委員にお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼係長

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が11件、賃貸借権の設定が1件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、片柳町を中心にそば・ジャガイモ等を作付しています。

申請地でもそばを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、新井町を中心に米・ネギ・芋を作付しています。申請地でも、ネギ・芋を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、都賀町を中心に米・ネギ・芋等を作付しています。申請地では、ネギ・芋を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

4番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、西方町を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

5番については、営農の効率化のため、農地を交換により取得する申請です。

譲受人は、西方町を中心に米・トマト等を作付しています。申請地では、トマトを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

6番については、営農の効率化のため、農地を交換により取得する申請です。

譲受人は、西方町を中心にそばを作付しています。申請地でも、そばを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

7番については、経営の若返りのため、贈与により農地を取得する申請です。

譲受人は、大平町を中心に米・ジャガイモ・ネギ・ナス等を作付しています。申請地では、ジャガイモ・ネギ・ナスを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

8 番については、経営規模拡大のため、売買により農地を取得する申請です。

譲受人は、藤岡町を中心に米・アスパラ等を作付しています。申請地では、米・アスパラを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9 番については、経営規模拡大のため、売買により農地を取得する申請です。

譲受人は、藤岡町を中心に米・麦・大根・白菜・ネギ等を作付しています。申請地では、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10 番については、経営規模拡大のため、贈与により農地を取得する申請です。

譲受人は、岩舟町を中心に米・麦・大豆等を作付しています。申請地では、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11 番については、経営規模拡大のため、売買により農地を取得する申請です。

譲受人は、岩舟町を中心に米・麦等を作付しています。申請地では、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12 番については、経営規模拡大のため、現在借りている農地を賃借権 10 年にて設定する申請です。

譲受人は、岩舟町を中心に米を作付しています。申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上 12 件の申請につきましては、法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長 (川田委員)	今回の北部調査委員長の16番川田です。 今回は私と4番正田委員、13番大谷委員の3名と事務局2名で、21日月曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回北部は、所有権移転の申請が6件ありました。 書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (平本委員)	今回の南部調査委員長の8番平本です。 今回は、私と10番狐塚委員、12番山崎委員の3名と事務局2名で、22日火曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回南部は、所有権移転の申請が5件、賃貸借権の設定が1件、合計6件の申請がありました。 書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査	議案書の5ページをご覧ください。 今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、農家住宅敷地拡張の転用です。地図は1ページです。 申請地は、市道（02107号線）からの唯一の進入路として農家住宅敷地として利用されております。 この度、自己所有地の調査をしたところ、今回の件が発覚しました。 農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、既存施設拡張の例外規定に該当します。 なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。 新たな取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 （写真説明） 以上1件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 （川田委員）	今回北部は、農家住宅敷地拡張の申請が1件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、15番川嶋委員をお願いします。
川嶋委員	15番川嶋です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の6ページをご覧ください。 今回は8件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1 番については、太陽光発電設備への転用です。地図は2ページです。 事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球規模で問題になっているエネルギー問題に対し、少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は付近に高い建物が少なく、日照を十分に得ることができるため、事業地として選定しました。 農地の区分は、農地の広がりか10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。 取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2 番については、太陽光発電設備への転用です。地図は3ページです。 事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球のエネルギー問題に対して少しでも貢献したいと考え、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は日当たりが良く、発電効率及び収支的にも事業継続が可能であると判断し、太陽光発電事業を計画しました。 農地の区分は、皆川地区公民館からから500m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、太陽光発電設備への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。将来に向けてのクリーンエネルギー需要拡大を鑑み、発電量の増強と長期の安定収益かつ、地球温暖化防止対策として再生可能エネルギーによる発電事業を行うため申請に至りました。申請地は日照条件が良好なことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、都市計画法に基づく用途地域内の第3種農地であり、原則許可です。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、倉庫・工場への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、東京都墨田区に本社をおき、商品・製品の梱包、包装資材・ポリエチレン製品等の製造・販売業を営む法人です。現在、栃木県佐野市・茨城県結城市の工場で製造したダンボール・パレットを壬生町の工場へ納品しておりますが、運搬時間や経費等がかかり、今後の利便性の向上と事業拡大を図るため、申請に至りました。

申請地は壬生町の工場まで約15分と交通の便が良く、周辺道路が約9.5mと広く、大型車の乗入も容易であることから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は浸透槽を新設し、敷地内浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

岡主任

5番については、一般住宅への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、佐野市内のアパートで夫婦2人で居住しております。両親の介護や子育て等、今後のことを考え住宅の建築を計画しました。

申請地は実家から徒歩圏内にあり、実家には叔母と親が住んでおり、お互いの生活を相互に協力できることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり方が10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は用排水路、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、資材置場兼駐車場への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、建設業を営む個人事業主です。近年増加するリフォーム工事の多様化に伴う資材の増加、また営業用・来客用乗用車・トラックの置場が手狭になってきたことから資材置場兼駐車場を整備することを計画しました。

居宅から約15mの距離にあり、資材の盗難対策や、十分なスペースを確保できることから申請地を事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり方が10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、一般住宅への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、岩舟町和泉の貸家にて中学生の息子と2人で居住しております。佐野市で暮らす母との同居を考えており、現在の住居では手狭であり、今後の生活を考え住宅の建築を計画しました。

申請地は国道50号や市街地の店舗へのアクセスが良く、家族の通勤・通学を考慮し、建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり方が10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽にて処理後県道側溝放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、一般住宅への転用です。地図は引き続き8ページです。

事業計画者は、岩舟町下津原の貸家にて妻と息子の3人で居住しております。現在の住居では手狭であり、将来の生活を考え住宅の建

	築を計画しました。 申請地は国道50号や市街地の店舗へのアクセスが良く、東武日光線静和駅も近いため、将来子どもの通学・進学を考慮し、建築地として選定しました。 農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。 取水は上水道、排水は合併処理浄化槽にて処理後県道側溝放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上8件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (川田委員)	今回北部は、倉庫兼工場が1件、太陽光発電設備が3件、合計4件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (平本委員)	今回南部は、一般住宅が3件、資材置場兼駐車場が1件、合計4件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番、2番について、4番正田委員をお願いします。

正田委員	4番正田です。 1番、2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号3番、4番について、15番川嶋委員をお願いします。
川嶋委員	15番川嶋です。 3番、4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号5番について、6番小林委員をお願いします。
小林委員	6番小林です。 5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号6番について、3番五十畑職務代理者をお願いします。
五十畑職代	3番五十畑です。 6番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号7番、8番について、20番佐山委員をお願いします。
佐山委員	20番佐山です。 7番、8番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局より法改正による議案の変更内容の説明をお願いします。
高久次長	この後、議案第5号についてもお諮りいたしますが、議案第4号、議案第5号の違いについて説明いたします。皆様ご承知の通り、今月から基盤法の利用権が廃止され、農地バンクを利用した貸し借りに一本化されます。 まず、議案第4号の方は、所有者と農地バンク、そして耕作者の三者間契約を一括で結ぶものになります。 また、議案第5号の方は既に所有者と農地バンクの間で契約が結ばれている筆に対し、農地バンクと耕作者間で契約を結ぶものになります。 議案第5号は昨年度までと変わりありませんが、議案第4号と区別するために、カッコ書きで「機構・受け手間契約」と記載させていただきました。また、総会資料におけるこれらの議案名変更に伴い、お手元の次第や総会告示文等も変更がされている旨をご承知おきください。 地域計画との整合の確認は市長部局すなわち農業振興課が行いますが、地元の事情に詳しい農業委員の皆様からお気づきの点がございましたら、農業振興課に伝えますので事務局までお願いいたします。 以上のことをふまえながらご審議をお願いいたします。
議 長	事務局の説明をふまえ、今回の案件は県農業振興公社に関する123件、約5177aであります。個別の説明は省略します。
議 長	ここで、議案の中に、新規の法人による利用権設定の案件がございますので、地元委員から報告をいただきます。 地元委員は柴委員ですが、本日欠席ですので事務局からお願いします。
高久次長	18ページの番号94番から95番の借り人は認定農業者であります。農業委員会の新規就農の面談を受け、新たに法人として10

		年間の利用権設定を行います。引き続きよろしくお願いします。
議	長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 （質疑なし）
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（機構・受け手間契約）」を議題とします。 県農業振興公社に関する1件、約10aであります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 （質疑なし）
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に日程第4報告事項に入ります。 報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
議	長	報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。 （質疑なし）
議	長	発言がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、以上をもちまして、令和7年4月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時36分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署 名 委 員 _____ (正 田)

署 名 委 員 _____ (長)